

2009年5月21日制定
2025年2月19日改定

ロックウール製品の揮発性有機化合物放散に関する自主表示制度規程

ロックウール工業会

(目的)

第一条 本規程は、揮発性有機化合物の気中放散が基準値以下のロックウール製品に関し、カタログ、包装資材などに指定の表示使用を認めるための手続き等について定める。

(適用範囲)

第二条 本規程は、揮発性有機化合物の気中放散が基準値に適合したロックウール製品に、指定の表示を用いることに関して適用する。

(定義)

第三条 本規程で定める揮発性有機化合物とは次の4VOCとする。

①トルエン ②キシレン ③エチルベンゼン ④スチレン

二. 本規程で定める気中放散の基準値は次のとおりとする。

化学物質名	放散速度 ($\mu\text{ g}/\text{m}^2 \cdot \text{h}$)
トルエン	38
キシレン	29
エチルベンゼン	54
スチレン	32

三. 本規程で定める指定の表示とは、(一社)日本建材・住宅設備産業協会の「VOC放散に関する表示規定」に基づく表示「4VOC基準適合」とする。

四. 本規程で定めるロックウール製品は、次の通りとする。

- ①JIS A 9504 人造鉱物纖維保温材に適合する製品
- ②JIS A 9521 住宅用人造鉱物纖維断熱材に適合する製品
- ③JIS A 9523 吹込み用纖維質断熱材に適合する製品
- ④JIS A 6301 吸音材料に適合する製品
- ⑤JISに定める①から④に該当する製品を用いた加工製品
- ⑥国土交通大臣認定不燃・準不燃のロックウール化粧吸音板

五. 表示登録者とは、登録された製品群を管理するものをいう。

(申請)

第四条 指定の表示を希望する者(以下申請者という)は、第五条で定める所定の書類をもって、ロックウール工業会(以下工業会という)へ申請するものとする。

二.申請者は次に該当する者とする。

- ①工業会会員
- ②工業会会員推薦会社
- ③上記①,②以外の会社

三.申請は、別表-01に示す製品群単位とする。

(申請書類)

第五条 申請者は次の書類を提出しなければならない。

- ①第四条第二項①に該当する申請者は、「4VOC 自主表示制度表示許可申請書」(別紙様式1)。
- ②第四条第二項②に該当する申請者は、「4VOC 自主表示制度表示許可申請書」(別紙様式1)および第四条二項①に該当する申請者の「4VOC 自主表示制度表示許可推薦書」(別紙様式4)。
- ③第四条第二項③に該当する申請者は、「4VOC 自主表示制度表示許可申請書」(別紙様式1)および企業の事業活動を表す書類(企業規模、設備内容、取扱品目等)、カタログ、第三条第二項の基準値以下であることの証明書。

(審査)

第六条 工業会は申請を受理した後、環境委員会で、原則として書類審査を行い、申請製品の承認可否の審査を行う。

但し、第四条第二項③に定める申請者は必要に応じて、環境委員会がヒアリング審査を行うものとする。

二.書類審査は、申請毎に提出された証明書、その他の書類により審査し、審査基準に適合していることを確認する。

①原副材料に4VOCを使用していない場合は、「4VOC不使用証明書」等の書類で確認する。但し、必要に応じて簡易分析の結果を求める場合がある。

②原副材料に4VOCを使用している場合は、建材からのVOC放散速度基準化研究会が平成20年4月1日制定した「建材からのVOC放散速度基準」に示される試験方法・試験条件によって、7日目の測定結果が基準値以下である証明書で確認する。

三.ヒアリング審査は、提出された書類等に関し、適否の判断のためを行う。

(報告)

第七条 環境委員会は、承認可否の結果を、理事会へ報告する。

(表示の許可/登録等)

第八条 工業会は、申請製品が承認された場合は、申請者に対して、速やかに「4VOC 基準適合表示許可/登録書」(別紙様式 2)を用いて結果を通知すると共に、「4VOC 適合基準」の表示を許可し、工業会に登録するものとする。

二.放散基準が改正された場合は、登録書を再発行する。なお、その際改正年基準対応と記載する。

(有効期間、更新および変更)

第九条 登録された製品の有効期間は、仕様の変更がない限り、登録された日から 3 ヶ年とする。

更新の場合は、工業会へその都度「4VOC 基準適合表示登録更新申請/確認書」(別紙様式 3)を用いて更新手続きを行い、許可を得るものとする。なお、変更の場合は(別紙様式 1)を用いて手続きを行う。

但し、工業会は必要に応じて更新または変更手続きする者に、VOC の測定結果を求めることができる。

二. 次の仕様に変更が生じた場合は、(別紙様式 1)を用いて変更申請をするものとする。

- ①接着剤の種類又は量
- ②塗料の種類又は量
- ③表皮材の種類又は厚み

(追加登録)

第十条 登録承認を受けた製品群で、製品名を追加する場合は「4VOC 基準適合表示製品名追加申請書」(別紙様式 5)を用いて、追加登録の手続きをするものとする。

二.追加登録に必要な添付書類は、別途「4VOC 放散に関する自主表示制度運用細則」に定める。

(表示登録者による表示)

第十一条 表示登録者は、製品又は包装に次の事項を表示する。

表示方法は「4VOC 放散に関する自主表示制度運用細則」に定める。

尚、必要に応じて「他の製品から VOC を吸着する恐れがあるため保管には十分注意する」旨の注意書を記載するものとする。

- ①適合表示:「4VOC 基準適合」
- ②登録番号

- ③製造社名又は略号
- ④製造年月日(又はロット番号)

⑤連絡先

尚、製造社名、製造年月日(又はロット番号)、連絡先等は JIS などで既に表示されている場合はこの限りでない。

(許可を受けた製品に関する管理等)

第十二条 表示登録者は、前条に定める表示を行う製品につき、仕様、材料構成及び製造に関する記録等の資料を製品出荷後 5 年間は保管しなければならない。

(事実に反する表示)

第十三条 工業会は表示登録された製品に疑義が生じた場合は、表示登録者に製品仕様書等の製品に関する書類の提出を求めることができる。

- 二. 表示登録者は、第十条に定める表示を事実に反し、又は誤認を生ずる恐れがある方法で使用してはならない。また、事実に反する表示や誤認を生ずる方法による使用などから発生する一切の責任を工業会は負わないものとする。
- 三. 前項の表示が判明した場合、工業会は速やかに登録の抹消、情報提供媒体等から当該製品の削除を行うことが出来る。又、表示登録者に対して原因の究明と改善書等の提供を求めることが出来る。
これに従わない場合、工業会はその虚偽の表示に係る態様及び虚偽の表示を行った者の名称、その他の必要な事項を適切な媒体を通じて一般に告知する等の必要な処置を講ずることが出来る。
- 四. 工業会は、表示登録を受けていない製品群、製品に本表示が使用されていることが判明した場合、その虚偽等の表示に係る態様及び虚偽等の表示を行った者の名称、その他の必要な事項を適切な媒体を通じて一般に周知する等の必要な処置をとる等、本制度の適正な運用に努める。

(情報開示)

第十四条 表示登録を受けた製品の商品名、申請者、問合せ先は工業会のホームページで公表する。本規程についても同ホームページに掲載し、制度の内容を確認できるようにする。

- 二. 表示登録番号や登録件数などの表示登録者以外に公表しない情報について、工業会は当該情報の漏洩を予防するため、適切な管理を行う。

(費用)

第十五条 申請及び表示登録に関わる費用は別途「4VOC 放散に関する自主表示制度運用細則」に定める。

(規程の改廃)

第十六条 本規程の改廃は工業会環境委員会において行い、理事会の承認をもって発効するものとする。

附則 本規程は 2009 年 5 月 21 日から発効する。

制定日	2009 年 5 月 21 日	
第 1 回改定日	2013 年 5 月 28 日	追加登録等について
第 2 回改定日	2019 年 6 月 20 日	放散速度基準値 $120 \rightarrow 29 \mu\text{g}/(\text{m}^2 \cdot \text{h})$ 2019 年 1 月 17 日キシレン指針値改定による 放散速度基準値の見直し
第 3 回改定日	2019 年 12 月 4 日	放散速度基準値改訂に伴う、登録書の再発行
第 4 回改定日	2025 年 2 月 19 日	放散速度基準値 $550 \rightarrow 54 \mu\text{g}/(\text{m}^2 \cdot \text{h})$ 2025 年 1 月 17 日エチルベンゼン指針値改定 による放散速度基準値の見直し